

平成 25 年 6 月 27 日

各 位

会社名 ダイキン工業株式会社
代表者名 取締役社長 十河政則
コード番号 6 3 6 7
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長
常務執行役員 岡野進
TEL (06)-6373-4320

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

平成 25 年 6 月 27 日開催の当社取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役、執行役員、専任役員および従業員（役員待遇）に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権について、下記の通り決議しましたのでお知らせいたします。

なお、当社の取締役に対する発行に関しては、平成 18 年 6 月 29 日開催の当社第 103 期定時株主総会において取締役の報酬等として承認された新株予約権の個数、内容および金額の総額の範囲内で行うものです。

記

1. スtockオプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員、専任役員および従業員（役員待遇）に対し、企業価値向上への意欲や士気を高めることを目的とするものです。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者（以下対象者という）および対象者に対して割り当てる新株予約権の数

当社取締役	10名	1,040個
当社執行役員	17名	840個
当社専任役員	18名	860個
当社役員待遇	3名	120個

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 28万6,000株

(3) 発行する新株予約権の総数

2,860個（各新株予約権の目的である株式数 100株）

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭の額（払込金額）

業務執行の対価として交付するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める1株当たりの払込金額に各新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただしその金額が、新株予約権割当日の前営業日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の前営業日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株式の発行または自己株式の移転を行う場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額または処分価額}}{\text{新規発行前または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

(6) 新株予約権の割当日

平成25年（2013年）7月12日

(7) 新株予約権証券の発行

新株予約権の証券は、対象者の請求があるときに限り発行するものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(9) 新株予約権の権利行使期間

平成27年（2015年）7月13日から平成31年（2019年）7月12日まで。

(10) 新株予約権の行使の条件

①対象者は、以下の事由が生じたときは、新株予約権を行使することができないものとする。

1)前記(9)に規定する新株予約権の権利行使期間(以下、権利行使期間という。)中に、対象者が当社の取締役、執行役員、専任役員、従業員または当社の子会社の取締役、従業員のいずれの地位も保持しなくなった後1年経過した場合(当該事由が発生した日を含む)。ただし、当該事由が発生した日から1年経過した日(当該事由が発生した日を含む)が権利行使期間を越えた場合は、1年の経過を待たずして当該権利行使期間の満了日をもって、対象者は新株予約権を行使することができないものとする。また、権利行使期間の開始日が到来する前に、対象者が当社の取締役、執行役員、専任役員、従業員または当社の子会社の取締役、従業員のいずれの地位も保持しなくなった場合は、前記(9)の規定にかかわらず、権利行使期間初日から1年間に限り、対象者は新株予約権を行使することができるものとする。

2)対象者が、以下のいずれかに該当することとなった場合。

- i 対象者が死亡したとき
- ii 当社の企業秘密を不正に使用または漏洩し、当社に損害を与えたとき
- iii 他の会社の役職員に就任したとき(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)

3)対象者が、当社の懲戒規程第4条第1項第4号(諭旨退職)および第5号(懲戒解雇)に該当した場合およびこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合。

4)対象者が、禁固以上の刑に処せられた場合。

5)対象者が、当社所定の書面により、新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

②対象者は、第三者に対し、新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定、その他の処分を行うことができない。

③対象者に割り当てられる新株予約権は、対象者の一身に専属するものであり、相続は認めない。

④対象者は、新株予約権を分割して行使することができる。ただし、新株予約権1個を分割して行使することはできない。

(11) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

(12) 当社が組織再編を実施する際の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、組織再編行為という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、残存新株

予約権という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、再編対象会社という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、当社取締役会が決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、前記(5)に定める払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に前記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- v 新株予約権の権利行使期間
前記(9)に定める残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(9)に定める残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金の額
前記(8)に準じて決定する。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- viii その他の新株予約権行使の条件
前記(10)に準じて決定する。

(13) 新株予約権の行使に際して払い込みを取り扱う銀行
株式会社三井住友銀行 大阪本店営業部

(14) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上